

街なみ景観整備事業補助基準

(豊後街道地区・諸町地区)

(1) 修理対象建築物のうち歴史的建築物 『補助金の上限 300 万円』

- ・江戸期から昭和 20 年以前に建設され、伝統的様式を有しているものとして市が指定する歴史的建築物を対象とし、外観の修理を行い、できるだけ建築当時の意匠を再現し後世に残していくように努める。なお、建築当時の意匠を再現しない場合は、(2) の対象建築物として取り扱う。

①修理対象範囲

- ・公道又は公園等のオープンスペース（空地）から望見できる部分及び当該部分の復元又は保存のために必要な構造耐力上主要な部分。

②外観の意匠

- ・伝統的外観の復元又は保存を基本とする。但し、サイディング、鉄板張り等の材料により補修している等の理由により建築当時の外観が不明な場合は、(2) に示す補助基準に沿って修理を行う。



(2) 上記以外の建築物 『補助金の上限 200 万円。新築・増築は 100 万円。』

- ・上記(1)以外の住宅等の建築物とし、外観について以下に示す基準に基づく新築、増築、改築、修繕及び模様替え等により豊後街道、諸町の歴史的街なみと調和することとなるように努める。

①修景対象範囲

- ・公道又は公園等のオープンスペースから望見できる部分及び当該部分の復元又は保存のために必要な構造耐力上主要な部分。

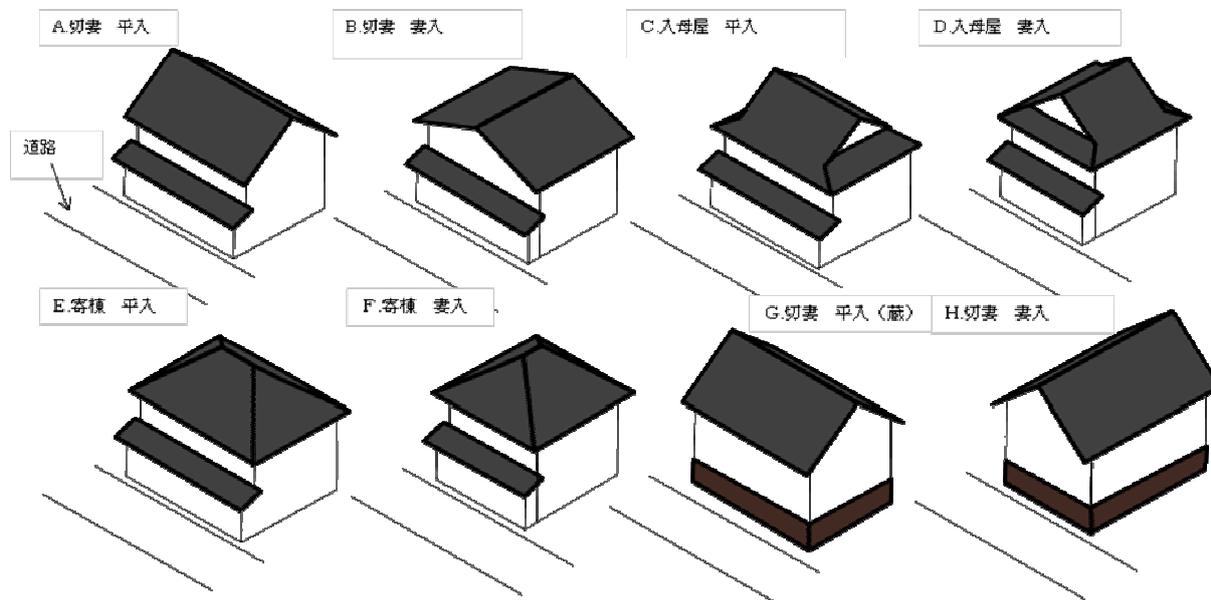
②構 造

- ・在来工法(木材を使用した土台と柱と梁(はり)で建物を組み立てる日本の伝統的な工法)による木造を原則とする。(既存建築物を除く。)

③屋根・下屋・庇等

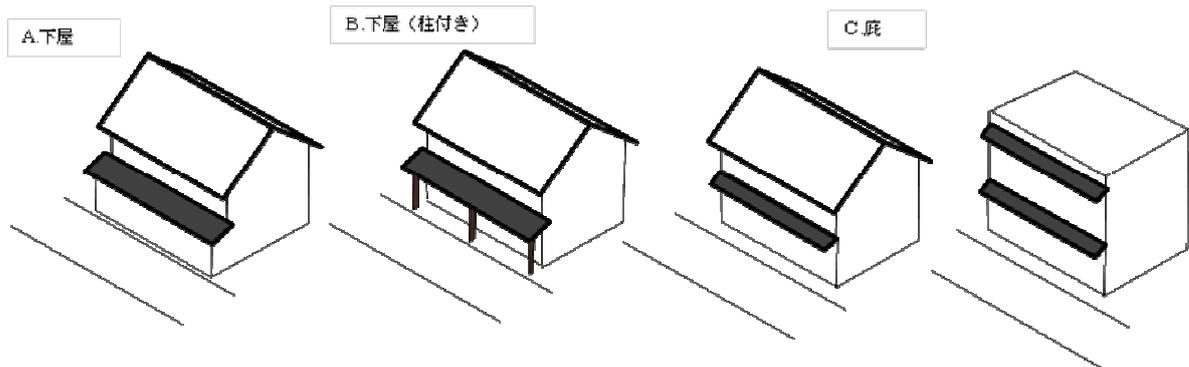
- ・屋根は軒の出を有する勾配屋根の日本瓦葺きとし、色彩は銀黒色とする。
- ・主屋の屋根は、切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかによる。
- ・敷地条件などにより平入または妻入、蔵造りの場合は、切妻造り平入り又は妻入、いずれかを選択する。
- ・屋根勾配は4～6寸程度とする。

(説明図)



- ・2階、3階建ての場合、通り筋に面した部分に下屋又は庇を設ける。
- ・下屋又は庇は、日本瓦(銀黒色)又は金属板葺きとし、勾配は2階屋根よりも1.5寸程度緩いものとする。
- ・雨樋の色彩は、こげ茶色とする。

(説明図)



④外壁

- ・外壁は、白漆喰仕上げ、板張り（タテ板張り、下見板張り等）等とし、歴史的景観に調和した仕上げとする。
 - ・板張りに塗布する防腐剤の色は、こげ茶色とする。
- ※上記以外のサイディング、鉄板張りは補助対象外とする。



⑤建具・格子

- ・玄関戸 ; 木製の格子戸又は木製ガラス入り戸とし、引き違い又は引き分けとする。但し、やむを得ずアルミサッシにする場合は、こげ茶色とする。
 - ・掃出し窓、腰窓 ; 木製引き違い戸等とする。但し、やむを得ずアルミサッシにする場合は、こげ茶色とし、かつ木製格子を付ける。
 - ・雨戸 ; 木製とする。但し、やむを得ずアルミサッシにする場合は、こげ茶色とし、戸袋は板張りとする。
 - ・色彩 ; 木製建具、木製格子に塗布する防腐剤は、こげ茶色とする。
 - ・可能な限り、窓等の開口部に木製の格子、出格子、手すり等を設置する。また、虫子窓や格子窓、飾り窓等の設置により伝統的な町屋の雰囲気を醸し出す。
- ※準防火地域については、建築基準法に基づき、木製防火建具等を設置すること。



(3) 建築設備等 『補助金の上限 (1) または (2) に含まれる』

- ・公道又は公園等のオープンスペースから望見できる場所において、建築物の屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、車庫、納屋、物置、蔵、広告物等の工作物をいう。

①建築設備

- ・空調室外機、ガスボンベ、メーター等の建築設備は、公道又は公園等のオープンスペースから望見できる位置に設置しないものとする。但し、やむを得ない場合は木製格子等にて覆い隠す。
 - ・太陽光パネル等を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設ける。
- ※太陽光パネル等を通りから見える位置に設置した場合は、屋根工事に係る経費は補助対象外とする。
- ・自動販売機は、建物本体に調和した壁又は格子等で覆い隠す。やむを得ず本体のまま屋外に設置する場合は、こげ茶色とする。



②看板などの広告物、郵便受け等

- ・看板、のれん、郵便受け等は木材、布等により歴史的な景観に調和したものとする。
- ・その他広告物も石、木材、布、漆喰、瓦等の自然素材を活用した仕上げとする。
- ・大きさ、意匠、取付け位置などは、街なみに相応しい秩序あるものとする。



③車庫、納屋、物置、蔵、

- ・構造、屋根、外塀は修景対象建築物の基準を準用する。
- ・建具は、木製の格子戸又は木製ガラス入り戸、木製シャッターとする。



(4) 外構 『補助金の上限 (1) または (2) に含まれる。単独の場合は、別途設定。』

- ・公道又は公園等のオープンスペースから望見できる場所に位置する塀、門、門扉、垣根、生垣、出入り口、犬走り、床几(しょうぎ)及び腰掛け等をいう。

①塀、門、門扉、垣根、生垣等

通り筋に面して建物を後退し立てる場合、駐車場等を設置する場合若しくは公道又は公園等のオープンスペースから望見できる部分の塀、門、門扉及び垣根については、以下を原則とする。

- ・塀、門、門扉を設置する場合は、屋根は日本瓦(銀黒色)又は金属板葺き等とする。壁は白漆喰仕上げ、タテ板張りや下見板張り等とする。



- ・門扉は板張り戸又は木製格子戸とする。やむを得ずアルミサッシにする場合は、こげ茶色とする。
- ・生垣、石積み、石垣、竹垣、板柵又は白壁等を設置する場合は、自然素材を活かした仕上げにより街なみの連続性を図る。



- ・塀の高さは、1.5～2.0m程度とする。

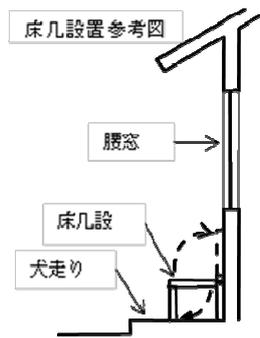
②出入り口、犬走り等

- ・出入り口等は、石張り又は洗出しとする。



③床几（しょうぎ）等

- ・通り筋に面した部分に、床几（涼を得るための縁台）を設置することができる。木製木肌あらわしの仕上げにより、折りたたみ式、固定式又は移動式とする。



(5) 図書 『補助金の上限 (1) または (2) に含まれるが、10万円を上限。』

- ・完成予想図（パース等）その他の設計図書の作成に係る経費とする。（新築、増築は除く）